

相楽東部広域連立学校給食センター管理運営規則

平成 21 年 4 月 1 日
教委規則第 16 号

(目的)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連立学校給食センター設置条例（平成 21 年相楽東部広域連立条例第 11 号）第 6 条の規定に基づき、相楽東部広域連立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定める。

(管理運営)

第 2 条 学校給食事業及び給食センターの運営については、相楽東部広域連立教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(分掌事務)

第 3 条 給食センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食に係る施設及び設備の管理に関すること。
- (2) 物資の購入に関すること。
- (3) 経理その他一般事務に関すること。
- (4) 献立作成及び栄養指導に関すること。
- (5) 調理に関すること。
- (6) 衛生管理に関すること。
- (7) その他教育委員会が必要と認める事項

(職員)

第 4 条 給食センターに所長、事務職員、栄養士及び調理師を置く。

- 2 給食センターに係長を置くことができる。
- 3 前 2 項の職員のほか、必要と認める職員を置くことができる。

(職務)

第 5 条 給食センター職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、教育長の命を受け、給食センター処務を総括し、所属職員の指揮監督する。
- (2) 事務職員は、上司の命を受け、経理その他の一般事務にあたる。
- (3) 栄養士は、献立表の作成、その他の栄養に関する業務に従事する。
- (4) 調理師は、調理等に従事する。
- (5) 係長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(各職員の責務)

第 6 条 各職員は、分掌事務を掌理するほか、当該分掌事務に関連する事務を掌理し、及びこれら事務を改善する責務を負う。

(任免)

第 7 条 職員の任免は、教育委員会が行う。

(公簿書類)

第8条 給食センターに備付ける書類、帳簿等は、次のとおりとする。

- (1) 出勤簿及び休暇届簿
- (2) 出張命令簿及び時間外勤務命令簿
- (3) 諸規程綴及び文書綴
- (4) 備品台帳
- (5) 給食日誌
- (6) 献立表綴及び給食実施数、確認表綴
- (7) 会計関係書類
- (8) その他教育委員会の必要と認める書類
 - ア 車両運行日誌
 - イ 調理日誌
 - ウ ボイラー日誌

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。